

吉野第二地区 区画整理だより 第2号

発行／鹿児島市建設局都市計画部吉野区画整理課
〒892-0871 鹿児島市吉野町2916番地
TEL(099)244-2114 FAX(099)244-2292
Mail:ynokukaku@city.kagoshima.lg.jp



皆様には、かねてより吉野地域のまちづくりに対しまして、ご理解とご協力を
たまわり厚く御礼申し上げます。

吉野第二地区土地区画整理事業につきましては、平成26年2月25日に都市
計画を決定し、26年度より土地区画整理事業の施行に必要な事業計画決定に向け
て取り組んでいるところです。

また、現在施行中の吉野地区土地区画整理事業につきましては、関係権利者を
はじめ地元の皆様のご理解とご協力をいただきながら、早期の事業完了に向けて
鋭意取り組んでいます。

本年度の取り組み状況について

本年度は土地区画整理事業に関する業務とあわせて、施行地区外の下流域に対
する防災対策から雨水貯留施設の設置に関する業務も進めています。

吉野第二地区土地区画整理事業

道路・公園等の公共施設や街区などの設計の概要、事業施行期間及び資金計画等
について定める「事業計画書」及び資金計画により事業の収支等を明確にしたもの
で、国庫補助金等の交付を受けるために必要となる「実施計画書」の作成を進めて
います。

雨水貯留施設設置事業

○予定地の用地図を作成するために、土地所有者との現地立会いや測量等を進めて
います。

『雨水貯留施設』…区画整理等の施行に伴い、増加する雨水流出量に対し、下流域への流
出抑制を図る施設。「調整池」とも言う。

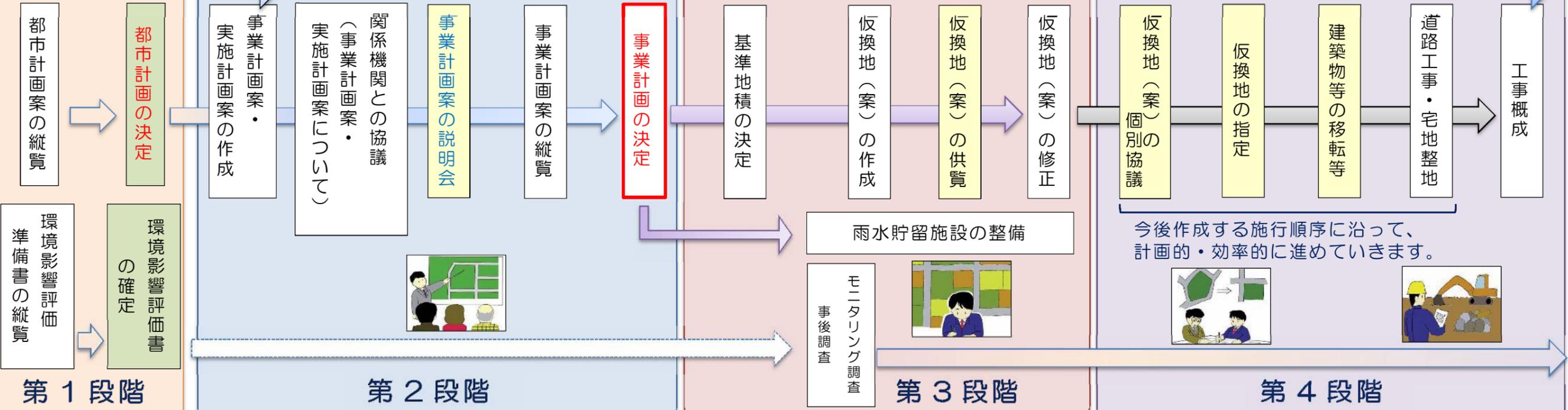
関係権利者の皆さまへのお願い

事業の進捗状況等につきましては、今後も「区画整理だより」の配布でお知らせして参りま
すので、**転居や土地の売買等による所有権の移転等によって案内のお届け先住所の変更が必
要な方**がいらっしゃいましたら、吉野区画整理課 設計係(099-244-2114)までお知らせく
ださいようお願いいたします。

吉野第二地区土地区画整理事業の工事概成までのおおまかな流れ

平成 27 年度まで

平成 28 年度以降（より具体的なスケジュールは、事業計画案の説明会時にお示しします。）



今後作成する施行順序に沿って、計画的・効率的に進めていきます。

施行区域及び関連する道路等について、都市計画の決定を行いました。

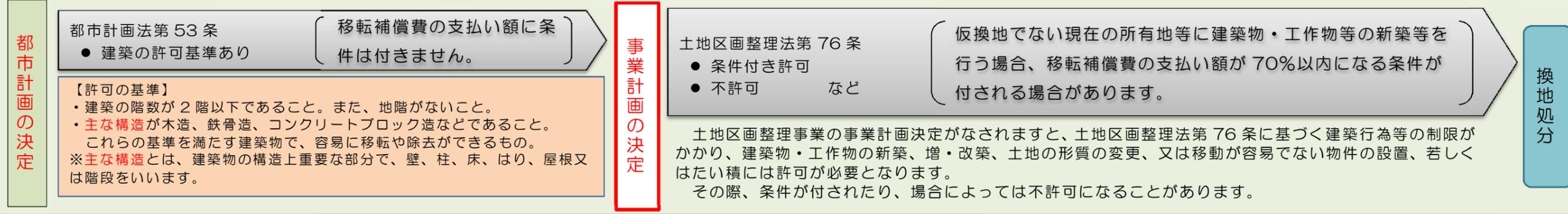
現在、事業計画案等の作成を行っています。関係機関との協議を行った後、皆様の意見をお伺いするために、『事業計画案の説明会』を開催します。『事業計画の決定』により事業が動き出します。

土地所有者に仮換地（案）の供覧を行い、意見をお伺いします。この段階で、雨水貯留施設の整備を行います。

仮換地（案）をもって土地所有者ごとに個別協議を行います。計画的に『仮換地の指定』を行い、順次、効率的に『建築物等の移転等』⇒『道路工事・宅地整地』を進めていきます。

建築の制限について

吉野第二地区土地区画整理事業の区域内では、建築物を建てる際に、建築確認に先だって許可を受けなければなりません。



基準地積と地積更正について

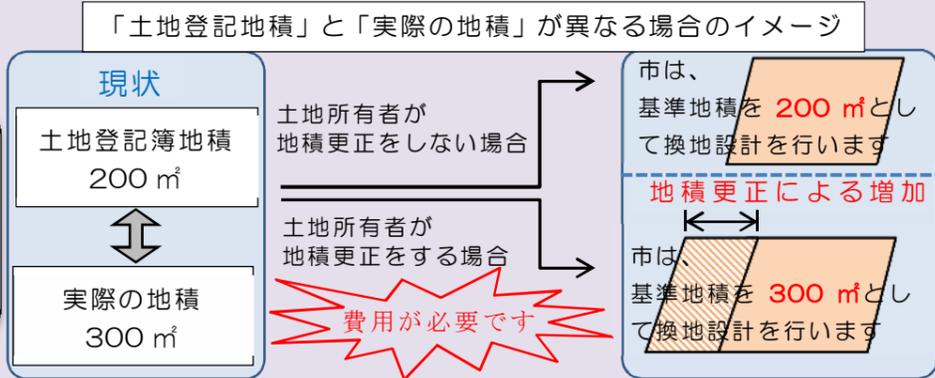
土地区画整理事業で換地を定める場合、基準となる従前の地積（減歩前の地積）を「基準地積」といいます。

基準地積には、「法務局に保管の土地登記簿に記載されている地積」を採用する予定で、基準地積の決定日は、「事業計画決定を公告した日から起算して 2 週間を経過した日（土地登記簿締切期日）」とする予定です。

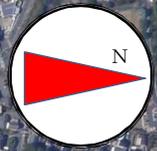
このため、「土地登記簿地積」と「実際の地積」が異なる場合には、現地測量などを行い、法務局に実際の地積を届け出て土地登記簿の地積を改める『地積更正』を行っていただくことをお勧めします。

なお、平成 28 年度中に土地登記簿締切期日の到来はありません。

- 地積更正の手続きは、義務的なものではありません。
- 地積更正における現地の測量や登記等の手続きには経費が必要になり、その経費は土地所有者の負担になります。
- 「土地登記簿地積」と「実際の地積」の差が小さければ、経費に見合わない成果となる場合があります。



吉野第二地区 土地区画整理事業 全景写真



吉野第二地区土地区画整理事業施行区域

吉野小学校

吉野地区土地区画整理事業施行地区

中抜き区域

県立養護学校跡地

至市街地

館之馬場通線(県道鹿児島吉田線)

至吉田 IC

中抜き区域

吉野支所

吉野中学校